加東市地域クラブ活動参加費支援金（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）支給要綱

令和８年８月２５日
教育委員会告示第２号

（目的）

第１条　この告示は、経済的理由により地域クラブ活動への参加が困難な生徒の保護者に対し、地域クラブ活動への参加に要する費用の一部を支援することにより、生徒が継続してスポーツ及び文化芸術活動等に親しむ機会を確保することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給を受けることができる者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢生徒（以下「生徒」という。）の保護者のうち、加東市教育委員会就学援助規則（平成１８年加東市教育委員会規則第１９号）第７条第１項の規定により認定を受けている者（以下「支給対象者」という。）とする。

（支給対象活動）

第３条　支援金の支給対象となる活動は、教育委員会が認定した地域クラブ活動とする。

（支給対象経費及び支援金額）

第４条　支援金の支給対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、前条に規定する地域クラブ活動への参加に要する参加費及び保険料とする。

２　支援金の額は、支給対象者が実際に負担した支給対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)　参加費　１月につき３，０００円

(2)　保険料　１年度につき８００円

３　前項の規定により算定した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（支給申請）

第５条　支援金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書により、申請しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所

(2)　生徒の氏名及び生年月日並びに在籍する学校の名称及び学年

２　前項に規定する申請に当たり、申請者は、次に掲げる文書を添付しなければならない。

(1)　就学援助の認定がされていることが分かるもの

(2)　地域クラブ活動への参加を証明するもの

(3)　参加費及び保険料の支払先、支払日及び金額を証明するもの

(4)　その他教育委員会が必要と認めるもの

３　前項の規定にかかわらず、教育委員会が当該申請者について同項第１号に掲げる文書に

おいて明らかにすべき事項を確認することができる場合は、同項第１号の規定による文書の添付を省略することができる。

４　第１項の規定による申請は、次の各号に掲げる地域クラブに参加した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に定める期間中に行わなければならない。

(1)　４月１日から７月３１日までの利用に係る経費　８月１日から同月末日まで

(2)　８月１日から１２月３１日までの利用に係る経費　翌年１月４日から同月末日まで

(3)　１月１日から３月３１日までの利用に係る経費　３月１日から同月末日まで

（支給決定）

第６条　教育委員会は、第５条第１項の規定による申請があったときは、その内容の審査をするとともに、必要に応じて行う実地調査等を行い、支援金の支給が適当と認めるときは、支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をし、文書により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定により支給を決定したときは、条件を付することができる。この場合において、その条件を前項の文書に記載するものとする。

３　教育委員会は、第１項の審査の結果、支援金の支給が適当でないと認めるときは、支援金の不支給を決定し、その理由を記載した文書により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

４　教育委員会は、支給決定を行ったときは、申請者に対し、支援金を支給するものとする。

（支援金の支給決定の取消等）

第７条　教育委員会は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正の行為により支援金の支給決定を受けたとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、この告示に違反したとき。

２　教育委員会は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その内容及び理由を記載した文書により、当該支給決定者に通知するものとする。

３　支給決定者は、教育委員会が第１項の規定により支給決定を取り消した場合において、支援金が既に支給されているときは、教育委員会の定める期限までに、当該支援金を返還しなければならない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年度における補助金の支給申請の特例）

２　第５条第４項第１号の規定にかかわらず、令和８年４月１日から同年７月３１日までの利用に係る経費について申請する場合は、同号中「８月１日から同月末日まで」とあるのは「令和９年１月末日まで」とする。